



修郎先生の事件簿2 特別編

小池雄一氏

～就労ビザ専門会社の現場から～

佐生修郎（さしゅう・しゅうろう）は就労ビザ専門会社で働くコンサルタント。現場で起こる予期せぬトラブルと複雑怪奇な制度の狭間で日々課題解決を推進している。制度の読み解きと現場感覚を武器に、数々の困りごとを解決してきた。座右の銘は「当たって砕けず」。

大谷翔平 大変だ、大変だ、新しく赴任してきた駐在員たちの新生活が始まるよ。

佐生修郎 最近は何海外がインドネシア赴任という方も増えているようだね。

大谷 新任駐在員から「まず何に気を付けなければいいですか？」って相談されているのだけど、どう答えたらいいのかな？

佐生 まず大切なのは、自分は「外国人」であるという認識を持つことだ。日本では当たり前のことでも、海外では文化や考え方が異なる。

大谷 確かに、言われてみれば当たり前だけど、日

新生活、始まる？！

常に意識したことはなかったな。

佐生 インドネシアに滞在するために滞在許可証（通称ITAS）が必要だ。そして就労するためには就労許可証（通称IMTAもしくはPermit to Work）が必要になる。

大谷 「滞在」と「就労」は別々に許可されているわけだね。

佐生 さよう。さらに就労許可証には、就労エリアや役職名が記載されている。

多い。大谷 なるほど。形があるものだと安心するからね。

佐生 規定上、外国人は「パスポートまたはITAS」の提示義務がある。だからITASを携帯していれば、パスポートは自宅保管でも問題ない。パスポートの携帯をしないのは会社の社内ルールに従うことになるよ。

大谷 インドネシアって外国人についてかなりしっかり管理している印象がある。

佐生 さよう。インドネシアは「国防と国益」を非常に重視している主権国家だ。「やばい人は入国させない」「役に立つ人だけを入れる」「勝手なことをしたら承知しないぞ」「用事が済んだら早く帰れ」。この4つを意識して外国人を管理監督している。

大谷 なかなか容赦ないね。

佐生 だが国家としては自然な考え方も言える。ルールを理解し、守るべきことを守っていれば必要以上に怖がる必要はない。

大谷 外国人の「スキル移転」もその考え方の延長なんだね。

佐生 その通り。インドネシア当局は、外国人は単に働きに来ているだけでなく、インドネシア人のために知識や技術を移転しに来ていると考えている。

大谷 だから外国人ごとに、スキル移転先のインドネシア人随行員が設定されているのか。

佐生 さよう。誰に、どんな知識やスキルを移転すべきなのかを意識しておくことは大切だ。もちろん、実際にどこまで運用するかは会社ごとに温度差はあるけどね。

大谷 他に駐在員が気を付けるべきことは？

佐生 ITAS滞在許可証の期限管理と住所変更だ。ITASには住所が記載されている。

載されており、引越した場合は住所変更手続きが必要になる。変更を忘れると罰則規定もあるぞ。

大谷 引越したら、すぐビザ担当者へ連絡だね。

佐生 加えてITAS滞在許可証の期限も重要だ。期限日の約2か月前になったら、会社のビザ担当者へ延長手続きを開始するように促した方がよい。

大谷 就労許可が切れると働けないし、滞在許可が切れるとインドネシアに滞在できなくなるからね。

佐生 さよう。許可を受けて就労・滞在している外国人であることを忘れず、自分の許可証に関心を持つことが大切なのだ。

大谷 赴任してくる皆さんに伝えておくれよ。

佐生 せっかくの海外駐在生活だ。存分に力を発揮し、所属会社、インドネシア、日本、その全ての発展に貢献して欲しい。

大谷 よし、僕も初心を忘れずに頑張るよ。

しみず・こうへい 大
学時代にバンドン工科大学への留学を経験。卒業後は姫路市役所に入庁し、公共インフラ整備に携わる。その後、再びインドネシアとの縁に導かれ、2024年12月FPICインドネシア入社（マレーケティングアドバイザー）。兵庫県生まれ、29歳。

※本連載は、実際に起きた事例を参考に、インドネシアに滞在、就労する上で気を付ける点について説明するもので、登場人物や事象はフィクションです。実際の事案に対応する場合は、専門家に相談の上、各自のご判断でご検討ください。

X X

「修郎先生の事件簿3」は、原則、毎月第1水曜に掲載します。

大谷 どんな内容で許可を受けているのか、一度は自分自身で書類を確認して知っておくべきだね。普段の生活では、就労許可証を持ち歩く必要はあるの？

佐生 携帯しておく必要はない。常に携帯しておくべきなのはITAS滞在許可証だ。現在のITASはPDFデータが原本となっている。スマホへ保存しておくのはもちろん、印刷したものを携帯したり、縮小してパウチ加工しカード型にして持ち歩いている人も

佐生修郎 心得えの条

一 外国人であることを自覚し、滞在許可証・就労許可証の内容を一度は必ず確認すべし。

二 基本ルールを理解し、守るべきを守り、インドネシアの地で最大限の力を発揮すべし。